平成２２年（フ）第１９３７号
福岡県糸島市雷山737番地
債務者　井上　正敏
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９７５号
福岡市中央区唐人町３丁目９番３号
債務者　長友　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９９号
福岡市南区井尻２丁目38番19―101号
債務者　横瀬　裕輔
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４７号
福岡市南区大橋団地１番1011号
債務者　甲斐　民代
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０４９号
福岡市早良区曙２丁目５番１号
債務者　豊田　　誠
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０１号
福岡県春日市塚原台３丁目47番地レオパレスネオ塚原台206号
債務者　米倉　　強
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１２１号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目62番地３
債務者　工藤富美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１４１号
福岡市博多区吉塚１丁目８番27―110号
債務者　福田　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７７号
福岡市西区大字飯盛305番地６
債務者　朝倉　善一
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１８８号
福岡市博多区千代３丁目51番２―702号
債務者　大山　　功
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３３号
福岡市東区八田３丁目23番20号
債務者　南里　優宗
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３８号
福岡県筑紫野市石崎１丁目10番13―205号
債務者　山内　延幸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４３号
福岡県大野城市筒井２丁目２番27号
債務者　一木　智明
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５２号
福岡市博多区堅粕１丁目１番２―1403号
債務者　池田真一郎
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７０号
福岡県古賀市薦野2031番地８
債務者　森　　義弘
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７１号
福岡県太宰府市国分４丁目１番13号
債務者　村上　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄３丁目60番地　ＴＫマンション那珂川702号
債務者　平川　勝浩
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３２１号
福岡県宗像市東郷２丁目７番16―301号
債務者　牧内加代子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部